

宇部市支所設置条例中一部改正の件

宇部市支所設置条例（昭和五十四年条例第二十九号）の一部を次のように改める。

令和六年十二月六日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第二条の表に次のように加える。

宇部市楠市民センター	宇部市大字船木字野田 四四二番地一一	大字船木、東万倉、西万倉、 奥万倉、矢矯、芦河内、今富、 東吉部、西吉部
------------	-----------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(宇部市総合支所設置条例の廃止)

2 宇部市総合支所設置条例（平成十六年条例第二十七号）は、廃止する。

(宇部市公告式条例の一部改正)

3 宇部市公告式条例（平成十六年条例第二十六号）の一部を次のように改める。

第二条第三項中「、宇部市北部総合支所、宇部市万倉出張所及び宇部市吉部出張所」を「及び宇部市楠市民センター」に改める。

「説明」

合併から二十年が経過し、行政サービスの均一化も図れたことから、北部総合支所を市長部局と統合することでより効果的に施策を推進できるよう組織を見直すものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新　　旧　　対　　照　　表

宇部市支所設置条例（昭和五十四年条例第二十九号）

旧

新

(名称、位置及び所管区域)

第二条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
宇部市小野市民センター	宇部市大字小野字山根八二九四番地四	大字小野、檍小野、藤河内、櫟原、如意
寺		

(名称、位置及び所管区域)

第二条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
宇部市小野市民センター	宇部市大字小野字山根八二九四番地四	大字小野、檍小野、藤河内、櫟原、如意
寺		

宇部市公告式条例（平成十六年条例第二十六号）

旧

新

(条例及び規則の公布)

第二条

3 前項の規定による公布は、宇部市役所、

宇部市東岐波市民センター、宇部市西岐波

市民センター、宇部市厚南市民センター、

宇部市原市民センター、宇部市厚東市民セ

ンター、宇部市二俣瀬市民センター、宇部

市小野市民センター、宇部市北部総合支所、

宇部市万倉出張所及び宇部市吉部出張所の

前に設置する掲示場に掲示してこれを行

う。

前に設置する掲示場に掲示してこれを行

う。

(条例及び規則の公布)

第二条

3 前項の規定による公布は、宇部市役所、

宇部市東岐波市民センター、宇部市西岐波

市民センター、宇部市厚南市民センター、

宇部市原市民センター、宇部市厚東市民セ

ンター、宇部市二俣瀬市民センター、宇部

市小野市民センター及び宇部市楠市民セン

ター

前に設置する掲示場に掲示してこれを行

う。

前に設置する掲示場に掲示してこれを行

う。

議案第100号

宇都市支所設置条例中一部改正の件

1 概要

合併時の平成16年に設置された楠総合支所は、地域住民へのサービス水準を低下させることなく、重複していた業務の整理や手続き等の統一化を進めるとともに、社会情勢や行政課題への対応に応じた組織再編を繰り返しながら、令和4年度からは現在の北部総合支所として地域の活性化に取り組んできた。

合併から20年が経過し、行政サービスの均一化も図れたことから、改めて北部総合支所の位置づけや役割を整理し、市としてより効果的な組織に見直すもの。

2 改正内容

(1) 宇都市支所設置条例の一部改正

本市が設置する支所に「楠市民センター」を追加する。

(2) 宇都市総合支所設置条例の廃止

「北部総合支所」を廃止することに伴い、当該条例を廃止する。

(3) 宇都市公告式条例の一部改正

本市が定める公告場所について、「北部総合支所、万倉出張所及び吉部出張所」を「楠市民センター」に改める。

3 具体的な内容

(1) 北部総合支所を廃止する。

【現行】	【改正案】
<p>○北部総合支所</p> <ul style="list-style-type: none">・北部地域振興課・市民生活課・船木ふれあいセンター・万倉ふれあいセンター・吉部ふれあいセンター	<p>○総合政策部</p> <ul style="list-style-type: none">・北部地域振興課 <p>○市民環境部</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>楠市民センター【新設】</u>・船木ふれあいセンター・万倉ふれあいセンター・吉部ふれあいセンター

(2) 本市が定める公告場所について、これまで楠地域は**北部総合支所、万倉出張所、吉部出張所の3か所**としていたが、他の市民センターと同様に楠地域を所管する市民センターとして**楠市民センターの1か所**とする。

4 施行日

令和7年4月1日

北部総合支所の推移 (H16～R6)

楠総合支所 (H16～H25)

- ・地域振興課
- ・保健福祉課 <H16～H17>
- ・経済課] ⇒土木課 (H22 変更)
- ・施設課]
- ・下水道課 <H16～H19>
- ・市民生活課
万倉出張所 船木ふれあいセンター <H17～楠総合支所へ移管>
吉部出張所 万倉ふれあいセンター <H17～楠総合支所へ移管>
吉部ふれあいセンター <H17～楠総合支所へ移管>

北部総合支所 (H26～H29)

- ・北部地域振興課
- ・土木課
- ・市民生活課
万倉出張所 船木ふれあいセンター
吉部出張所 万倉ふれあいセンター
吉部ふれあいセンター

北部・農林振興部(北部総合支所) (H30～R3)

- ・農林振興課 ⇒ [農業振興課 (R3 新設)
農林整備課 (R3 新設)
- ・地籍調査課
- ・北部地域振興課 (市民生活課と統合)
万倉出張所 船木ふれあいセンター
吉部出張所 万倉ふれあいセンター
吉部ふれあいセンター

北部総合支所 (R4～R6)

- ・北部地域振興課
- ・市民生活課 (新設)
万倉出張所 船木ふれあいセンター
吉部出張所 万倉ふれあいセンター
吉部ふれあいセンター

議案第一百一号

宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件

宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成十年条例第二号）の一部を次のように改める。

令和六年十二月六日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第一条の次に次の二条を加える。

（健康及び福祉の確保に必要な勤務間の時間の確保）

第一条の二 任命権者は、職員の適正な勤務条件の確保を図るため、職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔説明〕

国家公務員における勤務間のインターバルの確保に係る取組を踏まえて、新たに規定を追加するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

第一条
(目的)

新
旧
対照表
新

(健康及び福祉の確保に必要な勤務間の時間の確保)	第一条の二 任命権者は、職員の適正な勤務条件の確保を図るため、職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を確保するよう努めなければならない。
--------------------------	--

議案第101号

宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件

【要　旨】

国家公務員における勤務間のインターバルの確保に係る取組を踏まえて、新たに規定を追加するもの。

【内　容】

1 条文の新設

人事院規則において、勤務間のインターバルの確保に係る努力義務が規定されたことを踏まえて、第一条の次に「任命権者は、職員の適正な勤務条件の確保を図るため、職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を確保するよう努めなければならない。」の規定を加える。

2 施行日

公布の日

3 参考

国は勤務間のインターバルの目安を 11 時間としている。

本市では、勤務間インターバルの確保を 10 時間 30 分として、22 時までの退庁を目指し、本庁舎では、令和 5 年 6 月から 22 時一斉消灯を実施していた。このたびの人事院規則の規定整備に合わせ、勤務間インターバルの確保を 11 時間に見直すとともに、令和 6 年 10 月 1 日から本庁舎の一斉消灯時間をこれまでの 22 時から 21 時 30 分に変更している。

宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件

宇部市職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年条例第二十五号）の一部を次のように改める。

令和六年十二月六日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第十四条第十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に、「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の三第三項」に改め、同条第十四項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第二十五項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第二十六項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附則第二十九項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

る。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第十一項の改正規定（「職業」を「安定した職業」に改める部分に限る。）、同条第十四項の改正規定及び附則第二十九項の改正規定並びに次条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例による改正後の宇部市職員の退職手当に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第十四条第十一項（第四号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。））をいう。以下この条において同じ。）であつて令和七年四月一日（以下この条において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当

する退職手当の支給については、なお従前の例による。

「説明」

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部改正に伴い、就業促進手当に関する規定を整備するとともに、その他所要の整備を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

(失業者の退職手当)

第十四条

新 旧 対 照 表 新

新

旧

対照

新

旧

対照

(失業者の退職手当)

第十四条

四 職業に就いた者 雇用保険法
第五十六条の二第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

14 第十一項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める

日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

一 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

二 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

14 第十一項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第一項又是第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

25 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)附則別表第一の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続いて国立大学法人等(同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)

附 則

25 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)附則別表第一の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続いて国立大学法人等(同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)

附 則

い。
人の職員となり、かつ、引き続いた後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでな

旧機関の職員が、第九条第五項に規定する事由によつて引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条）において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第六十三条第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

26
旧機関の職員が、第九条第五項に規定する事由によつて引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条の二）において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第六十三条第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

29

令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十四条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「口」雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

令和九年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十四条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「□雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

」とあるのは、「ロ 雇用保険法第二十二条
ハ 特定退職者であつて

条第二項に規定する厚生労働省令で定める
、雇用保険法附則第五条第一項に規定する
理由により就職が困難な者であつて、同法
地域内に居住し、かつ、市長が同法第二十
第四条の二第一項に規定する指導基準に照ら
相当する者として市規則で定める者に該当
して再就職を促進するために必要な職業安
し、かつ、市長が同項に規定する指導基準
定法第四条第四項に規定する職業指導を行
に照らして再就職を促進するために必要な
うことが適當であると認めたもの（イに掲
職業安定法第四条第四項に規定する職業指
げる者を除く。）

導を行うことが適當であると認めたもの
とする。

」とあるのは、「ロ 雇用保険法第二十二条
ハ 特定退職者であつて

条第二項に規定する厚生労働省令で定める
、雇用保険法附則第五条第一項に規定する
理由により就職が困難な者であつて、同法
地域内に居住し、かつ、市長が同法第二十
第四条の二第一項に規定する指導基準に照ら
相当する者として市規則で定める者に該当
して再就職を促進するために必要な職業安
し、かつ、市長が同項に規定する指導基準
定法第四条第四項に規定する職業指導を行
に照らして再就職を促進するために必要な
うことが適當であると認めたもの（イに掲
職業安定法第四条第四項に規定する職業指
げる者を除く。）

導を行うことが適當であると認めたもの
とする。

」

議案第102号

宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件

【要　旨】

雇用保険法及び国立大学法人法の一部改正に伴い、国家公務員退職手当法が一部改正されたため、所要の整備を行うもの。

【内　容】

1 雇用保険法改正に伴うもの

宇部市職員の退職手当に関する条例では、職員の退職手当の額が雇用保険法の所定の失業等給付の額を下回る場合に、その差額を退職手当として最低保障する旨を定めている。このたびの雇用保険法の一部改正により、「就業手当」の廃止や「就業促進定着手当」の給付上限の引き下げなど、失業等給付の見直しが行われたことに伴い、当該見直しに対応した所要の規定の整備を行う。

2 国立大学法人法改正に伴うもの

国立大学法人法の一部を改正する法律によって生じた条ずれを解消する。

3 施行日

1に関するものは令和7年4月1日。

2に関するものは公布の日。

宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十二月十三日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 宇部市長等の給与に関する条例（昭和四十三年条例第三十六号）の一部を次のように改める。

第八条第二項中「百分の二百二十五」を「、六月に支給する場合においては百分の二百二十五、十二月に支給する場合においては百分の二百三十五」に改める。

第二条 宇部市長等の給与に関する条例の一部を次のように改める。

第八条第二項中「、六月に支給する場合においては百分の二百二十五、十二月に支給する場合においては百分の二百三十五」を「百分の二百三十」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の宇部市長等の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合において、第一条の規定による改正前の宇部市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

「説明」

職員の給与改定を踏まえて、市長等の期末手当の支給率を引き上げるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

【第一条関係】

新 旧 対 照 表 新

（期末手当） 旧

第八条

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料の額に百分の百二十を乗じて得た額に百分の二百二十五

を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

【第二条関係】

旧

（期末手当）

第八条

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料の額に百分の百二十を乗じて得た額に、六月に支給する場合においては百分の二百二十五、十二月に支給する場合においては百分の二百三十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（期末手当）

第八条

新

（期末手当）

第八条

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料の額に百分の百二十を乗じて得た額に百分の二百三十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ

を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料の額に百分の百二十を乗じて得た額に百分の二百三十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（期末手当）
第八条

、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

議案第 119 号

宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件(概要)

【要 旨】

職員の給与改定を踏まえて、市長等の期末手当の支給率を同様に引き上げるもの。

【内 容】

1 期末手当の引き上げ（年間 4.50 月分→4.60 月分（0.1 月分引上げ））

(令和 6 年度) 0.1 月の引上げ分を 12 月期に加算

区分		6 月期	12 月期	計
期末手当	改正前	2.25 月	2.25 月	4.5 月
	改正後	2.25 月	2.35 月	4.6 月
	増 減	0.0 月	0.1 月	0.1 月

(令和 7 年度) 年間 4.6 月の支給率を 6 月期及び 12 月期に均等に按分して加算

区分		6 月期	12 月期	計
期末手当	改正前	2.25 月	2.35 月	4.6 月
	改正後	2.3 月	2.3 月	4.6 月
	増 減	0.05 月	△0.05 月	0.0 月

2 年間影響額 約 522 千円

職 名	改定前	改定後	増減額
市 長	5,076,000 円	5,188,800 円	112,800 円
副 市 長	4,077,000 円	4,167,600 円	90,600 円
常勤監査委員 教 育 長	3,693,600 円	3,775,680 円	82,080 円
公営企業管理者 (水道・交通事業)	3,461,400 円	3,538,320 円	76,920 円

3 施行日及び適用日

改正内容		施行日	適用日
期末手当 支給率の改正	令和 6 年 12 月期	公布の日	令和 6 年 12 月 1 日
	令和 7 年 6 月期 以降	令和 7 年 4 月 1 日	施行日と同じ

宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十二月十三日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 宇部市職員の給与に関する条例（昭和二十六年条例第二十三号）の一部を

次のように改める。

第一条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第十九条の三第二項中「百分の百二十二・五」を「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百二十七・五」に改め、同条第三項中「百分の六十八・七五」を「、六月に支給する場合においては百分の六十八・七五、十二月に支給する場合においては百分の七十一・二五」に改める。

第十九条の六第二項第一号中「百分の百二・五」を「、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「、六月に支給する場合においては百分の四十八・七五、十二月に支給する場合においては百分の五十一・二五」に改める。

附則第四項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第二項」に改める。
別表第一を次のように改める。

38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		

別表第一（第4条関係）

職員 の区 分	級 号給	給 料 表							
		1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
任用	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
短時	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
間勤	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
務職	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
員以 外の 職員	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200

(給与の内扱)

- 2 第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の宇部市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）中第十九条の三第二項及び第三項並びに第十九条の六第二項の規定は令和六年十二月一日から、別表第一の規定は令和六年四月一日から適用する。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。

第二条 宇部市職員の給与に関する条例の一部を次のように改める。

第十九条の三第二項中「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「、六月に支給する場合においては百分の六十八・七五、十二月に支給する場合においては百分の七十一・二五」を「百分の七十」に改める。

第十九条の六第二項第一号中「、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合においては百分の四十八・七五、十二月に支給する場合においては百分の五十一・二五」を「百分の五十」に改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400		398,500			
95		299,700	347,800		398,800			
96		300,100	348,200		399,000			
97		300,300	348,400		399,200			
98		300,600	348,800		399,500			
99		301,000	349,200		399,800			
100		301,400	349,500		400,000			
101		301,600	349,800		400,200			
102		301,900	350,200		400,500			
103		302,200	350,600		400,800			
104		302,500	351,000		401,000			
105		302,700	351,500		401,200			
106		303,000	351,900		401,500			
107		303,300	352,300		401,800			
108		303,600	352,700		402,000			
109		303,800	353,200		402,200			
110		304,200	353,600		402,500			
111		304,600	353,900		402,800			
112		304,900	354,200		403,000			
113		305,100	354,700		403,200			
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						

第二条 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第一条の規定による改正前の宇部市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

「説明」

一般職の国家公務員の給与改定を踏まえて、職員の給料表を改定し、期末勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、その他所要の整備を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

【第一条関係】

新 旧 対 照 表

（参考）

旧

新

（この条例の目的及び効力）

第一条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第六項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（期末手当）

第十九条の三

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の六十八・七五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（勤勉手当）

第十九条の六

2 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、

（この条例の目的及び効力）

第一条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（期末手当）

第十九条の三

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の六十八・七五、十二月に支給する場合においては百分の七十一・二五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（勤勉手当）

第十九条の六

2 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、

退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十項第三号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の百二・五

を乗じて得た

額の総額

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五

を乗じて得た額の総額

附 則

(特例措置等)

4 職員の勤勉手当については、第十九条の四の規定にかかわらず、当分の間、法第二十四条第三項の規定により特に必要な場合は、市規則で加算額等を別に定めることがある。

退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十項第三号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百七・五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十八・七五、十二月に支給する場合においては百分の五十・二五を乗じて得た額の総額

附 則

(特例措置等)

4 職員の勤勉手当については、第十九条の四の規定にかかわらず、当分の間、法第二十四条第二項の規定により特に必要な場合は、市規則で加算額等を別に定めることができる。

別表第一（第4条関係）

給料表

職員 の区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年 前再 任用	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
短時 間勤 務職 員以 外の 職員	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200

(省略)

(省略)

38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		

(省)

略)

	基準給料 月額							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	円	円	円	円	円	円	円	円
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400		398,500			
95		299,700	347,800		398,800			
96		300,100	348,200		399,000			
97		300,300	348,400		399,200			
98		300,600	348,800		399,500			
99		301,000	349,200		399,800			
100		301,400	349,500		400,000			
101		301,600	349,800		400,200			
102		301,900	350,200		400,500			
103		302,200	350,600		400,800			
104		302,500	351,000		401,000			
105		302,700	351,500		401,200			
106		303,000	351,900		401,500			
107		303,300	352,300		401,800			
108		303,600	352,700		402,000			
109		303,800	353,200		402,200			
110		304,200	353,600		402,500			
111		304,600	353,900		402,800			
112		304,900	354,200		403,000			
113		305,100	354,700		403,200			
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						

【第二条関係】

旧

新

(期末手当)
第十九条の三

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十一・五、十二月に支給する場合においては百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の六十八・七五、十二月に支給する場合においては百分の七十一・二五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

第十九条の六

2

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十項第三号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百七・五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員

(期末手当)
第十九条の三

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の七十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

第十九条の六

2

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十項第三号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の百五を乗じて得た

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員

の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十八・七五、十二月に支給する場合においては百分の五十
一・二五を乗じて得た額の総額

の勤勉手当基礎額に百分の五十
一・二五を乗じて得た額の総額

議案第 120 号

宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件(概要)

【要 旨】

一般職の国家公務員の給与改定を踏まえて、職員の給料表を改定し、期末勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、その他所要の整備を行うもの。

【内 容】

1 給料表の増額改定（改定率 全体平均 3.0%（1級 11.1%、2級 7.6%、

3級 3.1%、4級 1.3%、5級～7級 1.2%、8級 1.1%）

2 期末勤勉手当の支給率引上げ

(1) 一般職（年間 4.50 月分→4.60 月分（0.1 月分引上げ））

（令和6年度） 期末勤勉各 0.05 月の引上げ分を 12 月期に加算

区分	6 月期	12 月期	計
期末手当	改正前	1.225 月	1.225 月
	改正後	1.225 月	1.275 月
	増 減	0.0 月	0.05 月
勤勉手当	改正前	1.025 月	1.025 月
	改正後	1.025 月	1.075 月
	増 減	0.0 月	0.05 月
支給率 計	改正前	2.25 月	2.25 月
	改正後	2.25 月	2.35 月
	増 減	0.0 月	0.1 月

（令和7年度） 期末 2.5 月、勤勉 2.1 月の支給率を 6 月期及び 12 月期に按分する。

区分	6 月期	12 月期	計
期末手当	改正前	1.225 月	1.275 月
	改正後	1.250 月	1.250 月
	増 減	0.025 月	△0.025 月
勤勉手当	改正前	1.025 月	1.075 月
	改正後	1.050 月	1.050 月
	増 減	0.025 月	△0.025 月
支給率 計	改正前	2.25 月	2.35 月
	改正後	2.30 月	2.30 月
	増 減	0.05 月	△0.05 月

(2) 再任用職員（年間 2.35 月分→2.40 月分（0.05 月分引上げ））

(令和6年度) 期末勤勉各 0.025 月の引上げ分を 12 月期に加算

区分		6 月期	12 月期	計
期末手当	改正前	0.6875 月	0.6875 月	1.375 月
	改正後	0.6875 月	0.7125 月	1.400 月
	増 減	0.0 月	0.025 月	0.025 月
勤勉手当	改正前	0.4875 月	0.4875 月	0.975 月
	改正後	0.4875 月	0.5125 月	1.000 月
	増 減	0.0 月	0.025 月	0.025 月
支給率 計	改正前	1.175 月	1.175 月	2.35 月
	改正後	1.175 月	1.225 月	2.40 月
	増 減	0.0 月	0.05 月	0.05 月

(令和7年度) 期末 1.4 月、勤勉 1.0 月の支給率を 6 月期及び 12 月期に按分する。

区分		6 月期	12 月期	計
期末手当	改正前	0.6875 月	0.7125 月	1.400 月
	改正後	0.7000 月	0.7000 月	1.400 月
	増 減	0.0125 月	△0.0125 月	0.000 月
勤勉手当	改正前	0.4875 月	0.5125 月	1.0 月
	改正後	0.5000 月	0.5000 月	1.0 月
	増 減	0.0125 月	△0.0125 月	0.0 月
支給率 計	改正前	1.175 月	1.225 月	2.4 月
	改正後	1.200 月	1.200 月	2.4 月
	増 減	0.025 月	△0.025 月	0.0 月

3 影響額 約 190,000 千円（正規・再任用職員）

4 施行日及び適用日

改正内容		施行日	適用日
給料表の改定		公布の日	令和6年4月1日
期末勤勉手当の 支給率の改定	令和6年12月期	公布の日	令和6年12月1日
	令和7年6月期 以降	令和7年4月1日	施行日と同じ

※臨時・会計年度任用職員についても職員の給料表を準用していることから、
同様の改定を行い、その影響額は約 166,000 千円である。

宇部市税賦課徵収条例中一部改正の件

宇部市税賦課徵収条例（昭和二十五年条例第四十二号）の一部を次のように改める。

令和六年十二月六日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第五十六条中「第六十四条第四項」を「第一百五十二条第五項」に改める。

附則第十条の二中第二十六項を第二十七項とし、第二十三項から第二十五項までを一項ずつ繰り下げ、第二十二項の次に次の一項を加える。

23 法附則第十五条第三十八項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五十六条の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

「説明」

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、固定資産税のわがまち特例制度に係る規定の追加その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新　　旧　　対　　照　　表

第五十六条 法第三百四十八条第二項第九

新

号、第九号の二若しくは第十二号の固定資産又は同項第十六号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第一号及び第二号に、家屋については第三号及び第四号に、償却資産については第五号及び第六号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の公的医療機関の開設者、令第四十九条の十第一項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財团法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財團法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財团法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財團法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五

第五十六条 法第三百四十八条第二項第九

新

号、第九号の二若しくは第十二号の固定資産又は同項第十六号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第一号及び第二号に、家屋については第三号及び第四号に、償却資産については第五号及び第六号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第一百五十二条第五項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の公的医療機関の開設者、令第四十九条の十第一項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財团法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財團法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財团法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財團法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五

号) 第二条第一項の博物館を設置するもの
又は公益社団法人若しくは公益財団法人で
学術の研究を目的とするもの(以下この条
において「学校法人等」という。)の所有
に属しないものである場合においては当該
土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等
に無料で使用させていることを証明する書
面を添付して、市長に提出しなければなら
ない。

附 則

(法附則第十五条第二項第一号等の条例で定
める割合)

第十条の二

22

26 25 24 23

号) 第二条第一項の博物館を設置するもの
又は公益社団法人若しくは公益財団法人で
学術の研究を目的とするもの(以下この条
において「学校法人等」という。)の所有
に属しないものである場合においては当該
土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等
に無料で使用させていることを証明する書
面を添付して、市長に提出しなければなら
ない。

附 則

(法附則第十五条第二項第一号等の条例で定
める割合)

第十条の二

22

27 26 25 24

23
法附則第十五条第三十八項に規定する
条例で定める割合は、二分の一とする。

議案第103号

宇都市税賦課徴収条例中一部改正の件

1 要 旨

地方税法の一部改正（令和6年度税制改正関連）に伴い、固定資産税のわがまち特例制度に係る規定の追加その他所要の整備を行うもの。

2 改正内容

- (1) 条例が引用する法律、私立学校法（昭和24年法律第270号）の一部改正に伴う条項ずれに伴う整備（第56条）。
- (2) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域において整備された一定の要件を満たす固定資産に課する固定資産税に対し、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が導入されることとなり、本市においても特例割合（1／2）を新設するもの（附則第10条の2）。

3 施行日

- 2 (1) 令和7年4月1日
- 2 (2) 公布の日

宇部市都市計画税賦課徵収条例中一部改正の件

宇部市都市計画税賦課徵収条例（昭和三十一年条例第十八号）の一部を次のように改める。

令和六年十二月六日提出

宇部市長 篠崎圭二

附則第十四項を附則第十五項とする。

附則第十三項中「附則第六項及び第八項」を「附則第七項及び第九項」に、「附則第六項及び第九項」を「附則第七項及び第十項」に、「附則第七項、第九項及び第十項」を「附則第八項、第十項及び第十一項」に、「附則第九項」を「附則第十項」に、「第十一項を」を「第十二項を」に改め、同項を附則第十四項とし、附則中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とする。

附則第十項中「附則第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第九項中「附則第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十項とする。
附則第八項中「附則第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第九項とし、附則中第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。
(法附則第十五条第三十八項の条例で定める割合)

4 法附則第十五条第三十八項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、都市計画税のわがまち特例制度に係る規定の追加その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新規对照表

旧規对照表

附則

(法附則第十五条第三十七項の条例で定める割合)

3 (法附則第十五条第三十八項に規定する割合) (法附則第十五条第三十七項の条例で定める割合)

4 (法附則第十五条第三十八項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。)

(法附則第十五条第三十八項に規定する条例で定める割合) (法附則第十五条第三十七項の条例で定める割合)

5 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) (宅地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

(宅地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の特例)

7 (附則第六項の規定の適用を受ける宅地等

に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の一を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第六項の規定にかかわ

ない場合には、附則第七項の規定にかかわ

らば、当該都市計画税額とする。

9 | 商業地等のうち当該商業地等の当該年度

の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第六項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年

度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 | 商業地等のうち当該商業地等の当該年度

の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第六項の規定にかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

らば、当該都市計画税額とする。

10 | 商業地等のうち当該商業地等の当該年度

の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第七項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

11 | 商業地等のうち当該商業地等の当該年度

の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第七項の規定にかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

12 | 商業地等のうち当該商業地等の当該年度

（農地に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の特例）

13 | 附則第六項及び第八項の「宅地等」とは

法附則第十七条第二号に、附則第六項及び第九項の「前年度分の都市計画税の課税標

らば、当該都市計画税額とする。

14 | 附則第七項及び第九項の「宅地等」とは

法附則第十七条第二号に、附則第七項及び第十項の「前年度分の都市計画税の課税標

「準額」とは法附則第二十五条第六項において読み替えて準用される法附則第十八条第六項に、附則第七項、第九項及び第十項の「商業地等」とは法附則第十七条第四号に、附則第九項から前項まで（第十一項を除く。）の「負担水準」とは法附則第十七条第八号口に、前項の「農地」とは法附則第十七条第一号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第二十条第二項において読み替えて準用される法附則第十八条第六項に規定するところによる。

14

「準額」とは法附則第二十五条第六項において読み替えて準用される法附則第十八条第六項に、附則第八項、第十項及び第十一項の「商業地等」とは法附則第十七条第四号に、附則第十項から前項まで（第十二項を除く。）の「負担水準」とは法附則第十七条第八号口に、前項の「農地」とは法附則第十七条第一号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第二十条第二項において読み替えて準用される法附則第十八条第六項に規定するところによる。

15

議案第104号

宇都市都市計画税賦課徴収条例中一部改正の件

1 要 旨

地方税法の一部改正（令和6年度税制改正関連）に改正に伴い、都市計画税のわがまち特例制度に係る規定の追加その他所要の整備を行うもの。

2 改正内容

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域において整備された一定の要件を満たす固定資産に課する都市計画税に対し、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が導入されることとなり、本市においても特例割合（1/2）を新設するもの。（附則第4項）

3 施行日

公布の日

市立図書館

凡例

■ ウォーカブル区域

